

令和6年度 自己点検シート

居宅療養管理指導
介護予防居宅療養管理指導
(人員、設備及び運営の基準)
(令和6年6月版)

事業所番号：33

事業所名：

点検年月日：令和 年 月 日()

点検担当者：

<根拠・確認事項欄：省略標記一覧>

【条例】

- 施設条例** 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第64号)
- 居宅条例** 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第62号)
- 予防条例** 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第65号)

【省令】

- 施設省令** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号)
- 居宅省令** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
- 予防省令** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)

【条例解釈通知】

- ◆**施設条例解釈通知** 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について (令和3年4月1日付け指第49号)
- ◆**居宅等条例解釈通知** 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について (令和3年4月1日付け指第47号)

【省令解釈通知】

- ◇**施設省令解釈通知** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成12年3月17日付け老企第44号)
- ◇**居宅等省令解釈通知** 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日付け老企第25号)

【文献：(発行：社会保険研究所)】

- 「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編 《令和6年4月版》
- 「赤」 介護報酬の解釈2 指定基準編 《令和6年4月版》
- 「緑」 介護報酬の解釈3 Q A・法令編 《令和6年4月版》

【適用】

- 赤字は令和6年6月の報酬改正内容
- ☆は運営指導時の確認項目

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参考頁・確認書類
第1 基本方針			【赤P153, P1117】
<p>・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>「居宅療養管理指導の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図る。」</p> <p>「介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。」</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	適	否	【居宅 条例第90条】 【介護予防条例第88条】 ・定款、寄附行為等
第2 人員に関する基準			【赤P153～、P1117】
<p>☆ 従業者の員数</p> <p>・従業者の員数は次のとおりか。 (病院又は診療所)</p> <p>①医師又は歯科医師 ②薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士 その提供する指定（介護予防）居宅療養管理指導の内容に応じた適當数 (薬局) 薬剤師</p>	適	否	【居宅 条例第91条】 【介護予防条例第89条】 ・勤務体制一覧表 ・出勤簿（タイムカード） ・給与台帳 ・資格証
第3 設備に関する基準			【赤P154, P1117】
<p>設備及び備品等</p> <p>(1) 事業所は、病院、診療所又は薬局であるか。</p> <p>(2) 事業の運営に必要な広さを有しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	適 適 適	否 否 否	【居宅 条例第92条】 【介護予防条例第90条】

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
第4 運営に関する基準			
☆ 1 内容及び手続の説明及び同意			
(1) 重要事項を記した文書を交付又は利用申込者等の承諾を得て電磁的方法により提供して、説明を行っているか。	適	否	【赤P 154, P 1118】 【居宅 条例第9条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の2 第94条で準用】 【県解釈通知(居宅)】 第二-1-(1) 第二-5-(4)で準用
(2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制	適	否	【県解釈通知(介護予防)】 第三-1-(1) 第三-4-(4)で準用 ・重要事項説明書 ・同意に関する書類
(3) 当該同意は書面によって確認されているか。 提供開始の同意は、書面により得ることが望ましい。	適	否	
2 提供拒否の禁止			
事例の有・無			
・正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。)	適	否	【居宅 条例第10条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の3 第94条で準用】 ・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
正当な理由の例(通知) ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③その他適切なサービスを提供することが困難な場合			
3 サービス提供困難時の対応			
事例の有・無			
・居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに行っているか。	適	否	【居宅 条例第11条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の4 第94条で準用】
☆ 4 受給資格等の確認			
(1) サービス提供を求められた場合、次の要件を被保険者証によつて確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護(支援)認定の有無 ③要介護(支援)認定の有効期間	適	否	【居宅 条例第12条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の5 第94条で準用】 ・サービス提供票 ・個人記録
(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)	適	否	
(3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	適	否	
事例の有・無			
5 要介護認定等の申請に係る援助			
(1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。	適	否	【居宅 条例第13条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の6 第94条で準用】

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
(2) 要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受ける為には更新の必要があること、また更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。 ＊居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。	適	否	
☆ 6 心身の状況等の把握 ・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適	否	【居宅　条例第14条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の7 第94条で準用】 ・サービス担当者会議の要点の記録
☆ 7 居宅介護支援事業者との連携 (1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。 (2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。	適	否	【居宅　条例第69条 第98条で準用】 【介護予防条例第69条 第94条で準用】
☆ 8 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供 ・居宅（介護予防）サービス計画に沿った指定（介護予防）居宅療養管理指導を提供しているか。	適	否	【居宅　条例第17条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の10 第94条で準用】 ・居宅（介護予防）サービス計画書
9 身分を証する書類の携行 (1) 従業者に身分を明らかにする書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。 (2) 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名が記載されているか。 (従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。)	適	否	【居宅　条例第19条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の12 第94条で準用】 ・身分を証する書類(事業者が発行した証書、名札等)
☆ 10 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 (2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載する等）により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適	否	【居宅　条例第20条 第98条で準用】 【介護予防条例第51条の13 第94条で準用】 ・サービス提供票
☆ 11 利用料等の受領 〔法定代理受領サービスに該当する場合〕 ・ 1割、2割又は3割相当額の支払を受けているか。	適	否	【居宅　条例第93条】 【介護予防条例第91条】 ・領収証控

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
[法定代理受領サービスに該当しない場合] (1) 10割相当額の支払を受けているか。 (2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。	適 適	否 否	
[その他の費用の支払を受けている場合] (1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を行った場合に要した交通費の額の支払を利用者から受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 (2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 (3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 ＊通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。 (4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。	適 適 適 適	否 否 否 否	・運営規程 ・重要事項説明書 ・同意書 ・領収証控 【介護保険法第41条第8項】
(5) 領収証については、保険給付に係る1割、2割又は3割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。	適	否	【介護保険法施行規則第65条】
12 保険給付の請求のための証明書の交付 事例の有・無 [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合] ・ サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	適	否	【居宅 条例第22条第98条で準用】 【介護予防条例第52条の2第94条で準用】
13 指定（介護予防）居宅療養管理指導の基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し計画的に行っているか。 (2) 提供する居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。 ・ 評価の結果を踏まえた修正を行うなど、改善を図っているか。 ・ 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いているか。	適 適 適 適 適 適	否 否 否 否 否 否	【居宅 条例第94条】 【介護予防条例第95条】 【県解釈通知（居宅）】 第二-1-(2) 第二-5-(1)で参照 【県解釈通知（介護予防）】 第三-1-(4) 第三-4-(2)で参照 ・評価を実施した記録
14 指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。	適	否	【居宅 条例第95条】 【介護予防条例第96条】 【県解釈通知（居宅）】 第二-1-(3) 第二-5-(2)で参照 【県解釈通知（介護予防）】 第三-1-(5) 第三-4-(3)で参照

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
[医師又は歯科医師が行う場合]			
(1) サービスの提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者又はその家族に、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。	適	否	・指定（介護予防）居宅療養管理指導記録書
(2) 居宅介護支援事業者等への情報提供は、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。また、参加が困難な場合には、原則として、文書等により情報提供を行っているか。	適	否	
(3) 利用者又はその家族からの相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。また、指導又は助言については、文書を交付するよう努めているか。	適	否	
(4) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。	適	否	
事例の有・無			
(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適	否	・身体拘束に関する記録
(6) 提供したサービスの内容について、診療録に記録しているか。	適	否	
[薬剤師が行う場合]			
(1) サービスの提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適	否	
(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適	否	
(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適	否	
事例の有・無			
(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適	否	・身体拘束に関する記録

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
(5) 常に利用者の病状等の把握に努め、適切なサービスを提供しているか。	適	否	
(6) 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。	適	否	
(7) 居宅介護支援事業者等への情報提供は、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。また、参加が困難な場合には、原則として、文書等により情報提供を行っているか。	適	否	
(8) 提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告しているか。	適	否	
[歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合]			
(1) サービスの提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適	否	
(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適	否	
(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適	否	
事例の有・無			
(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適	否	・身体拘束に関する記録
(5) 常に利用者の病状等の把握に努め、適切なサービスを提供しているか。	適	否	
(6) 提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告しているか。	適	否	
15 利用者に関する市町村への通知	事例の有・無		
利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しているか。	適	否	【居宅】 条例第27条 【介護予防条例第52条の3】 第94条で準用】 ・市町村に送付した通知に係る記録
① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。			

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
16 管理者の責務 (1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適 適	否 否	【居宅 条例第56条 第98条で準用】 【介護予防条例第54条 第94条で準用】 ・組織図 ・業務日誌
☆ 17 運営規程 • 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定（介護予防）居宅療養管理指導の種類及び利用料その他 の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要な事項 ※⑥は令和9年3月31日までは努力義務（令和9年4月1日より義務化）	適	否	【居宅 条例第96条】 【介護予防条例第92条】 ・運営規程
☆ 18 勤務体制の確保等 (1) 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 また、従業者について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。 (3) 従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 (4) (3)の研修は高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものであるか。 (5) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適 適 適 適 適	否 否 否 否 否	【居宅 条例第32条 第98条で準用】 【介護予防条例第73条 の2 第94条で準用】 【県解釈通知（居宅）】 第二-1-(4) 第二-5-(4)で準用 【県解釈通知（介護予防）】 第三-1-(2) 第三-4-(4)で準用 ・研修計画 ・研修会資料
☆ 19 業務継続計画（B C P）の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務継続を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※ いずれも令和9年3月31日までは努力義務（令和9年4月1日より義務化）	適 適 適	否 否 否	【居宅条例第32条の2 第98条で準用】 ・業務継続計画 ・研修記録 ・訓練記録

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
☆ 20 衛生管理等			
(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。(衛生教育等)	適	否	【居宅　条例第33条 第98条で準用】
(2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じているか。(使い捨て手袋、手指洗浄設備等)	適	否	【介護予防条例第55条の3 第94条で準用】 ・衛生マニュアル ・健康診断の記録
(3) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。 (設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態)	適	否	
(4) 感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)をおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 	適 適 適	否 否 否	
21 掲示等			
(1) 重要事項の掲示又は備え付けの方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)	適	否	【居宅　条例第34条 第98条で準用】
(2) 重要事項は全て掲示又は備え付けされているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項	適	否	【介護予防条例第55条の4 第94条で準用】 ・掲示物又は備え付けのもの
(3) 掲示又は備え付け事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。	適	否	
(4) 重要事項をウェブサイトに掲載・公表しているか。 *ウェブサイト：法人のホームページ等又は 介護サービス情報公表システム (令和7年4月1日から義務付け)	適	否	・ウェブサイト等
☆ 22 秘密保持等			
(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。	適	否	【居宅　条例第35条 第98条で準用】
(2) 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。(就業規則に盛り込む等の雇用時の取り決め、違約金についての定めを置く等)	適	否	【介護予防条例第55条の5 第94条で準用】 ・就業時の取り決め等の記録(就業規則)

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範囲等)がされ、同意を得ているか。	適	否	・同意書等
(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適	否	
23 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	適	否	【居宅 条例第37条 第98条で準用】 【介護予防条例第55条の7 第94条で準用】
・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。			
☆ 24 苦情処理	適	否	【居宅 条例第38条 第98条で準用】
(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。 また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示してあるか。	適	否	【介護予防条例第55条の8 第94条で準用】 ・苦情に関する記録 ・苦情処理マニュアル ・苦情に関する記録
(2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。(条例) 事例の有・無	適	否	【居宅 条例第97条】 【介護予防条例第93条】
(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 事例の有・無	適	否	
(4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無	適	否	
(5) 市町村からの求めがあった場合、改善内容を市町村に報告しているか。 事例の有・無	適	否	
(6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善を行っているか。 事例の有・無	適	否	
(7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 事例の有・無	適	否	
25 地域との連携	適	否	【居宅 条例第39条 第98条で準用】 【介護予防条例第55条の9 第94条で準用】
(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業(介護相談員派遣事業)を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めているか。	適	否	
(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。	適	否	
(3) 居宅療養管理指導事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して居宅療養管理指導を提供する場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても居宅療養管理指導の提供を行うよう努めているか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
26 事故発生時の対応			
(1) 事故発生時の連絡体制（市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等）が整えられているか。	適	否	【居宅 条例第40条 第98条で準用】
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 ・5年間保存しているか。（通知） ・県の指針に基づき、県（所管県民局）へ報告しているか。	適 適 適	否 否 否	【介護予防条例第55条の11 第94条で準用】 ・連絡体制表 ・事故記録 【居宅 条例第97条】 【介護予防条例第93条】
(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。 (損害賠償保険への加入又は賠償資力を有することが望ましい。)	適	否	
(4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適	否	
☆ 27 虐待の防止			
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	適	否	・研修の記録 ・委員会の記録 ・指針
(2) 虐待の防止のための指針を整備しているか。 <u>また、当該指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨に則って整備されているか。</u>	適	否	
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	適	否	
(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適	否	
※(1), (2)及び(4)については令和9年3月31日までは努力義務（令和9年4月1日より義務化）			
※ 以下の事項を従業者に周知徹底しているか。			
・ <u>養介護施設従事者等は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないこと。</u> （高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条）	適	否	
・ <u>上記の通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全従業者が把握していること。</u>	適	否	
28 会計の区分			
・ 指定（介護予防）居宅療養管理指導の事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しているか。	適	否	【居宅 条例第41条 第98条で準用】 【介護予防条例第55条の11 第94条で準用】 ・会計関係書類
29 記録の整備			
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適	否	【居宅 条例第97条】 【介護予防条例第93条】 【県解釈通知（居宅）】 第二-1-(5) 第二-5-(3)で参照
(2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	適	否	

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>〔諸記録〕</p> <p>①提供した具体的なサービスの内容等の記録 (診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録を含む)</p> <p>②身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>③市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>			<p>【県解釈通知(介護予防)】</p> <p>第三-1-(3)</p> <p>第三-4-(1)で参照</p>
<p>30 電磁的記録</p> <p>(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが可能。 事例の有・無</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存は解釈通知に定められた方法により適切に行われているか。 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 <p>(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことが可能。 事例の有・無</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に利用者等の承諾を得ているか。 交付は指定基準に準じた方法によっているか。 同意は利用者等の意思表示が確認できる方法となっているか。 締結は、電子署名を活用しているか。 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 	適 適	否 否	【赤P41～】
<p>第5 変更の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更の届出が必要な事項については、適切に届出されているか。 事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 管理者は届け出ている者と一致しているか。 運営規程は届け出ているものと一致しているか。 	適 適 適 適	否 否 否 否	【介護保険法第75条】
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>基本的事項</p> <p>(1) 指定(介護予防)居宅療養管理指導費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	適 適	否 否	<p>【青P130～】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費請求書、明細書 介護給付費請求書、明細書